

## 上田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の決定（上田市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	上田地域広域連合 統合クリーンセンター	上田市常磐城字 川原田及び字蟹 町、秋和字川原 田	約 18,900m <sup>2</sup>	

「区域は計画図表示のとおり」

### 理由

循環型社会の形成に向け、周辺環境に配慮した安全・安心なごみ処理体制を推進するため、ごみ焼却施設として都市計画決定するものである。

## 理由書

現在、上田市から排出される可燃ごみは、上田地域広域連合（上田市・東御市・長和町・坂城町・青木村で構成。以下、「広域連合」という。）が運営する上田クリーンセンター（100t/24時間×2炉 全連続燃焼式ストーカー）及び丸子クリーンセンター（20t/16時間×2炉 準連続燃焼式ストーカー）で焼却処理されている。

平成9年にごみ処理に関する広域化の方針が示されたことから、広域連合は平成11年3月に「上田地域広域連合ごみ処理広域化計画」を策定し、次期更新の際は既存施設を統合する統合クリーンセンターの整備方針を定めた。

また、上田クリーンセンターは昭和61年稼働開始から39年経過、丸子クリーンセンターは平成4年稼働開始から33年経過し、いずれの施設も老朽化が著しく、維持管理費が増大していることから統合クリーンセンターの整備は急務となっている。

統合クリーンセンターの建設地について、広域連合は、新たに土地を求める必要がない公用地であること、地下水が豊富であること、周囲に幹線道路が整備されていることなどを考慮し、平成24年6月に上田市常磐城及び秋和地籍のし尿処理施設「清浄園」用地及び隣接地を含む約2haを建設候補地とした。

地元関係団体とは、施設の安全性、周辺環境への影響など施設整備に関するもののほか、ごみの分別、減量・再資源化などごみ問題全体について協議を重ね、信頼関係を築いてきた。

さらに令和7年1月手続きが完了した統合クリーンセンター建設に係る環境影響評価において、周辺環境に影響がないことを示し、同年5月に上田市常磐城及び秋和地籍を統合クリーンセンター建設地として決定した。なお、「清浄園」のし尿を処理する機能については、施設の統廃合や処理の効率化を踏まえ、下水道処理施設で対応する。

統合クリーンセンターは可燃ごみを安全かつ適正に処理することを大前提とし、近年の激甚災害を考慮した防災・減災対策を講じるとともに発電など余熱を最大限活用した資源を循環利用する施設として施設基本計画（令和5年3月）に位置づけられている。施設範囲は、建物や道路、緑地・緩衝帯などの施設配置や車両導線を考慮し約18,900m<sup>2</sup>としている。

また、施設規模は、可燃ごみ搬入量（将来推計）35,190t/年及び災害廃棄物3,519t/年の計38,709t/年で、施設規模は144t/日となる。

なお、統合クリーンセンターは千曲川の右岸側に位置し、浸水想定区域に指定されているため、地盤の嵩上げや重要機器の上階設置などの水害対策を行い安全・安心な施設整備を図ることとする。

長野県の上小圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和5年5月）における土地利用に関する方針では、「令和2年度に策定した第4次ごみ処理広域化計画に基づき、資源循環型施設の整備を推進する」とあり、おおむね10年以内に整備または着手することを予定している施設として位置づけられている。

また、都市計画マスタープラン（令和6年3月改定）では、「クリーンセンターなどのごみ処理施設については（中略）、施設の統合や新たな広域ごみ処理施設の整備について、広域市町村と連携のもと推進します」と記載している。

以上により、循環型社会の形成に向け、周辺環境に配慮した安全・安心なごみ処理体制を推進するため、ごみ焼却施設として都市計画決定するものである。

## 都市計画の策定の経緯の概要

上田都市計画ごみ焼却場の決定（上田市決定）

事 項	時 期	備 考
地元説明	令和 7年 2月	地元説明会 (計6回)
建設地決定に関する基本協定締結	令和 7年 6月 6日(金)	建設対策連絡会及び構成6団体
長野県知事事前協議	令和 7年 10月 24日(金)	
長野県知事事前協議回答	令和 7年 12月 4日(木)	
公聴会開催の公告	令和 8年 1月 9日(金)	
素案の閲覧	令和 8年 1月 16日(金) 令和 8年 2月 6日(金)	
公聴会 (都市計画法第16条第1項)	令和 8年 2月 8日(日)	
上田市都市計画審議会	令和 8年 3月 上旬	以下予定
長野県知事協議 (都市計画法第19条第3項)	令和 8年 3月 上旬	
計画案の公告 (都市計画法第17条第1項)	令和 8年 3月 中旬	
計画案の縦覧 (都市計画法第17条第1項)	令和 8年 3月 下旬～ 令和 8年 4月 上旬	
長野県知事協議回答	令和 8年 3月 下旬	
上田市都市計画審議会 (都市計画法第19条第1項)	令和 8年 5月 中旬	
都市計画決定告示 (都市計画法第20条第1項)	令和 8年 5月 中旬	